

○野洲市住居確保給付金支給事業実施要綱

平成30年10月1日
告示第191号

野洲市住居確保給付金支給事業実施要綱(平成27年野洲市告示第86号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第6条第1項に基づき実施する野洲市生活困窮者等支援事業実施規則(平成27年野洲市規則第31号。以下「規則」という。)第3条第1項第4号の生活困窮者住居確保給付金支給事業(以下「支給事業」という。)に関し、法及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主及び貸主から委託を受けた事業者をいう。
- (2) 常用就職 令第10条第5号に規定する期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。
- (3) 自立相談支援機関 規則第3条第1項第1号の規定により生活困窮者等自立相談支援事業を実施する実施機関をいう。

(令2告示51・一部改正)

(給付の申請等)

- 第3条 法第3条第3項の生活困窮者住居確保給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令第13条の生活困窮者住居確保給付金支給申請書(以下「申請書」という。)に住居確保給付金申請時確認書(様式第1号)及び別表に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が住居を既に喪失した者(以下「住居喪失者」という。)であるときは、賃貸借契約関係書類の添付を省略することができる。
- 2 市長は、給付金の支給の申請があった場合は、提出された申請書に受付印を押印し、申請者に対し、その写しを交付するとともに、当該申請者が住居喪失者であるときは入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号。以下「入居予定通知書」という。)を、当該申請者が住居を喪失するおそれがある者(以下「住居喪失のおそれがある者」という。)であるときは入居住宅に関する状況通知書(様式第3号。以下「入居住宅通知書」という。)を交付するものとする。
 - 3 前項の入居予定通知書の交付を受けた住居喪失者は、住居の確保を行うとともに、当該住居の不動産媒介業者等に対し、当該入居予定通知書に必要事項の記載を求め、市長に提出しなければならない。
 - 4 第2項の入居住宅通知書の交付を受けた住居喪失のおそれがある者は、入居している住宅の不動産媒介業者等に対し、当該入居住宅通知書に必要事項の記載を求め、市長に提出しなければならない。

(支給の要件)

第4条 給付金の支給の対象となる者は、市内に住居を賃借する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規則第3条第1項第1号の生活困窮者等自立相談支援事業を利用していること。
- (2) 令第10条に規定する生活困窮者に該当すること。
- (3) 令第15条に該当しないこと。
- (4) 令第18条に該当しないこと。
- (5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当しないこと。

(令2告示51・一部改正)

(同一の世帯に属する者)

第5条 令第10条第3号、同条第4号及び第11条第1項の同一の世帯に属する者とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。ただし、未成年であり、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校(学校教育法第4条第1項の定時制の課程を除く。)に就学している子は、この限りでない。

(令2告示51・一部改正)

(収入)

第6条 [令第10条第3号](#)及び[令第11条第1項ただし書](#)の収入とは、次に掲げる収入等を合計して算定した額(毎月の収入等の額に変動があるときは確定している直近3月の平均の額、複数の月に係る額が一括で支給されるときはその月額)とする。ただし、借入金及び退職金は、収入として算定しない。

- (1) 給与収入(通勤手当等の交通費に相当する額を除く、健康保険に関する保険料その他の社会保険料を控除する前の労働の対償として使用者が労働者に支払う総額)
- (2) 事業収入(事業で得た収入のうち、経費を控除した額)
- (3) 公的給付等([児童扶養手当法\(昭和36年法律第238号\)第4条第1項](#)の児童扶養手当、[児童手当法\(昭和46年法律第73号\)第4条第1項](#)の児童手当、[雇用保険法\(昭和49年法律第116号\)第10条第1項](#)の失業等給付、[厚生年金保険法\(昭和29年法律第115号\)第32条](#)の保険給付、[国民年金法\(昭和34年法律第141号\)第15条](#)の給付その他の定期的に支給されるものをいう。)
- (4) 親族等からの継続的な仕送り
(令2告示51・一部改正)

(基準額)

第7条 [令第10条第3号](#)の基準額とは、[野洲市税条例\(平成16年野洲市条例第60号\)第24条第2項](#)に規定する市民税の非課税となる限度額に[所得税法\(昭和40年法律第33号\)第28条第3項](#)の給与所得控除額を加え(ただし1,000円未満を切り捨てる。)、これに12分の1を乗じて算出した額(ただし、1,000円未満を切り上げる。)をいう。

(金融資産)

第8条 [令第10条第4号](#)の金融資産とは、預貯金及び現金をいう。

2 [前項](#)の金融資産の算定に当たっては、負債との相殺は行わない。

(給付金の支給決定)

第9条 市長は、申請者が[第4条](#)の支給の要件を満たす場合は、[令第12条第1項](#)又は[同条第2項](#)の規定により[令第11条](#)に規定する額の給付金を支給する。この場合において、市長は、給付金を受けることとなった者(以下「受給者」という。)に対し、住居確保給付金支給決定通知書([様式第4号](#))を交付するものとする。

(令2告示51・一部改正)

(支給決定後の住居喪失者に関する手続)

第10条 市長は、受給者が住居喪失者であるときは、住居確保給付金支給対象者証明書([様式第5号](#)。以下「証明書」という。)及び住居確保報告書([様式第6号](#)。以下「報告書」という。)を交付するものとする。

2 [前項](#)の報告書の交付を受けた住居喪失者は、[第3条第3項](#)の確保した住居の賃貸借契約を締結した上で、当該住居に入居後7日以内に、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを当該報告書に添付し、市長に提出しなければならない。

(令2告示51・一部改正)

(給付金の不支給決定)

第11条 市長は、申請者が[第4条](#)の支給の要件を満たさない場合は、給付金を支給しない。この場合において、市長は、申請者に対し、住居確保給付金不支給通知書([様式第7号](#))を交付するものとする。

(求職活動)

第12条 [令第10条第1項第5号](#)で定める求職活動については、[次の各号](#)のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 1月当たり2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - (2) 1月当たり4回以上、[規則第3条第1項第1号](#)の生活困窮者等自立相談支援事業において就労支援員等の面接等を受けること。
 - (3) 1週当たり1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。
- 2 受給者は、[前項各号](#)の求職活動について、職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)([様式第8号](#))、求職活動確認票(住居確保給付金受給者用)([様式第9号](#))及び住居確保給付金常用就職活動状況報告書([様式第10号](#))により市長に報告しなければならない。
- 3 [前2項](#)の規定にかかわらず、[令第3条第2号](#)の事由に該当する受給者は、[第1項第2号](#)に掲げる求職活動をするとともに、給与その他の業務上の収入を得る機会を増加させるために公共職業安定所又は自立相談支援機関の職業相談を受けなければならない。この場合において、当該受給者は、当該求職活動について、求職活動確認票により市長に報告しなければならない。

(令2告示51・一部改正)

(常用就職届等の提出)

第13条 受給者は、常用就職したときは、市長に対し、常用就職届(様式第11号)を提出するとともに、就労に伴い得られた収入を証する資料を毎月提出しなければならない。

(令2告示51・一部改正)

(給付金の額の変更)

第14条 給付金の額は、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合に限り変更することができる。

- (1) 給付金の支給の対象となる住居の1月当たりの家賃の額が変更された場合
 - (2) 令第11条第1項ただし書の規定による給付金の一部支給の場合において、当該給付金の受給期間中に令第10条第3号の収入が減少した場合
 - (3) 受給者の責めによらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により市内での転居が適当である場合
- 2 受給者は、前項各号のいずれかの事由に該当し、給付金の額を変更しようとするときは、その事実を証する書面を添えて、住居確保給付金変更支給申請書(様式第12号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の変更申請書が提出された場合であって、当該変更申請書を提出した者が第1項各号のいずれかに該当するときは、令第11条の規定による計算に従い給付金の額を変更する。この場合において、市長は、前項の受給者に対し、住居確保給付金変更支給決定通知書(様式第13号)を交付するものとする。

(令2告示51・一部改正)

(支給の停止)

第15条 市長は、受給者が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金(以下「職業訓練受講給付金」という。)の支給を受けた場合は、その者に支給すべき給付金の支給を停止する。この場合において、当該受給者は、住居確保給付金支給停止届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の支給を停止したときは、前項の受給者に対し、住居確保給付金支給停止通知書(様式第15号)を交付するものとする。

(支給の再開)

第16条 前条第1項の規定により給付金の支給を停止された者(以下「支給停止者」という。)は、給付金の支給の再開を希望するときは、市長に対し、住居確保給付金支給再開届(様式第16号。以下「再開届」という。)を提出しなければならない。

- 2 市長は、支給停止者が前項の再開届を提出した場合であって、当該支給停止者に対する職業訓練受講給付金の支給が終了したときは、給付金の支給を再開する。この場合において、市長は、当該支給停止者に対し、住居確保給付金支給再開通知書(様式第17号)を交付するものとする。

(支給の中断等)

第17条 市長は、受給者が、疾病又は負傷により第12条第1項各号(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号)に該当する者においては、第12条第3項に規定する求職活動を行うことが困難となったときは、給付金の支給を中断する。この場合において、当該受給者は、求職活動が困難であることを証する書面を添えて、住居確保給付金支給中断届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により給付金の支給を中断したときは、住居確保給付金支給中断通知書(様式第19号)により同項の受給者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により給付金の支給が中断された受給者は、中断期間中、1月当たり1回以上、自身の体調及び生活の状況について市長に報告しなければならない。
- 4 前条の規定は、第1項の支給の中断に準用する。この場合において、市長は、令第12条第2項の規定により給付金の支給期間を定めるものとする。

(令2告示51・追加)

(支給の中止)

第18条 市長は、受給者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める時期に給付金の支給を中止することができる。

- (1) 令第15条第1項に該当する場合 当該事実を確認した日の属する月(ただし、給付金を支給した後に当該事実を確認したときは、当該事実を確認したとき。)
- (2) 第12条第1項に規定する求職活動を怠った場合 当該求職活動を怠った事実を確認した日の属する月(ただし、給付金を支給した後に当該事実を確認したときは、当該事実を確認したとき。)
- (3) 令第15条第2項に規定する就職をした場合 令第15条第2項に規定する合算した額を超える収入が得られた月(ただし、収入に変動がある等1月の収入では令第15条第2項に規定する合算した額を

超えると判断することが困難な場合であって、翌月の収入が全第15第2項に規定する合算した額を超えたときは、当該月)

- (4) 第13条に規定する常用就職届及び就労に伴い得られた収入を証する資料の提出を怠った場合 当該事実を確認した日の属する月(ただし、給付金を支給した後に当該事実を確認したときは、当該事実を確認したとき。)
- (5) 第9条の規定による給付金の支給後、支給の対象となる住居から退去した場合(ただし、受給者の責めによらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により市内での転居が適当である場合を除く。) 当該住居から退去した日の属する月の翌月の家賃相当額を支給する月
- (6) 不正な手段により給付金の支給を受けた場合 当該事実を確認したとき。
- (7) 禁固以上の刑に処せられた場合 当該事実を確認したとき。
- (8) 受給者及び受給者と同一の世帯に属する全ての者のいずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員となった場合 当該事実を確認したとき。
- (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受給した場合 保護を受給したとき。
- (10) 第12条第3項の規定による報告を怠った場合 当該報告を怠った事実を確認した日の属する月(ただし、給付金を支給した後に当該事実を確認したときは、当該事実を確認したとき。)
- (11) 第17条第1項の支給の中断から給付金の支給が再開されず2年を経過した場合(中断から2年を経過した日)
- (12) 死亡その他の理由により給付金を支給することができなくなった場合 給付金を支給することができない事実を確認したとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を中止したときは、当該受給者に対し、住居確保給付金支給中止通知書(様式第20号)を交付するものとする。

(令2告示51・旧第17条繰下・一部改正)

(支給期間の延長)

第19条 受給者は、給付金の支給期間の延長を希望するときは、給付金の支給期間の最終月の末日までに生活困窮者住居確保給付金期間(再)延長支給申請書(様式第21号。以下「延長支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の延長支給申請書が提出された場合であって、当該延長支給申請書を提出した者が次の各号のいずれにも該当するときは、給付金の支給期間を延長する。この場合において、市長は、住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)(様式第22号)を交付するものとする。

- (1) 第4条に規定する給付金の支給の要件を満たすこと。
- (2) 給付金の支給期間の延長が2回を超えてされていないこと。

(令2告示51・旧第18条繰下・一部改正)

(給付金の再支給)

第20条 市長は、常用就職した受給者が次の各号のいずれにも該当する場合であって、給付金の再支給の申請をしたときは、給付金を再支給することができる。

- (1) 第4条に規定する給付金の支給の要件を満たすこと。
- (2) 自らの責めによらない理由により解雇されたこと。
- (3) 従前の給付金の支給が、第18条の規定により中止されていないこと(ただし、同条第3号及び第9号の規定による支給の中止を除く。)

2 第3条、第4条及び第9条から第11条までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

(令2告示51・旧第19条繰下・一部改正)

(不動産媒介業者等が暴力団関係者である場合の対応)

第21条 市長は、支給事業に関わる不動産媒介業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該不動産媒介業者等が発行する入居予定通知書及び入居住宅通知書を受理しない旨を書面により通知し、当該不動産媒介業者等からは入居予定通知書及び入居通知書を受理しないものとする。ことができる。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下これらを「役員等」という。)が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。)である場合
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人が、暴力団員等である場合
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある場合
- (4) 暴力団員等が、その事業活動を支配している場合
- (5) 暴力団員等が、経営に実質的に関与している場合

- (6) 役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしている場合
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (9) 暴力団員等である個人又は役員等が、暴力団又は暴力団員等である法人等を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている場合
- 2 市長は、支給事業に関わる不動産媒介者等が前項各号のいずれかに該当する場合であつて、給付金の支給期間内であるときは、当該不動産媒介者等に関わる給付金の振込みを中止することができる。
- (令2告示51・旧第20条繰下)

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2告示51・旧第21条繰下)

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の野洲市住居確保給付金支給事業実施要綱(平成27年野洲市告示第86号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(支給の停止の特例)

- 3 第15条の規定にかかわらず、令和3年6月11日から令和3年11月30日までの間に、給付金の申請をした場合で、受給者が職業訓練受講給付金の支給を受けている場合であっても、給付金の支給を停止しない。また、令和3年11月30日までの間に給付金を申請し、令和3年12月1日以後に第19条第1項の規定に該当する延長及び再延長を申請した場合で、受給者が職業訓練受講給付金の支給を受けている場合であっても、給付金の支給を停止しない。

(令3告示116・追加、令3告示171・一部改正)

付 則(令和2年告示第51号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の野洲市住居確保給付金支給事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 改正後の野洲市住居確保給付金支給事業実施要綱第12条の規定にかかわらず、当面の間、市長が必要と認める範囲において求職活動を免ずることができる。

付 則(令和3年告示第116号)

この告示は、令和3年6月11日から施行する。

付 則(令和3年告示第171号)

この告示は、令和3年9月21日から施行する。

付 則(令和6年告示第105号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(令2告示51・一部改正)

添付資料	留意事項
本人確認書類	・ 次のうち、いずれかの写し ○運転免許証 ○住民基本台帳カード ○旅券(パスポート) ○各障害者手帳 ○健康保険証 ○住民票 ○戸籍謄本 ○個人番号カード

離職関係書類	・2年以内に離職したことが確認できる書類の写し(ただし、申請者が <u>令第3条第2号</u> の事由に該当する者であるときは、申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し)
収入関係書類	・申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について収入が確認できる書類の写し
金融資産関係書類	・申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が所有する金融機関の通帳の写し等
賃貸借契約関係書類	・居住する建物の賃貸借契約書
求職申込みを証する資料	・公共職業安定所から交付された求職申込みを証する資料(求職受付票の写し等)
雇用施策等(雇用保険及び職業訓練受講給付金)の利用状況が分かるもの	・求職受付票又は求職申込み・雇用施策利用状況確認票(<u>様式第23号</u>)等

様式第1号(第3条関係)

(令3告示171・全改)

様式第1号（第3条関係）

（表）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書に併せ、生活困窮者住居確保給付金支給申請書を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。
 - (1) 1月当たり2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - (2) 1月当たり4回以上、規則第3条第1項第1号の生活困窮者等自立相談支援事業において就労支援員等の面接等を受けること。
 - (3) 1週当たり1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。

※生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、(1)、(3)を除く。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。
- 3 再支給の申請ではないこと（過去に住宅手当、住宅支援給付、又は住居確保給付金を受けたことがない。）又は再支給の申請であるが、従前の支給決定後に常用就職した後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）をされたこと。
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと及び受給期間中に暴力団員にならないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
 - (1) 誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - (2) 住居確保給付金受給者が常用就職後、その就労による給与収入が収入基準を超える場合、その報告をしない場合
 - (3) 支給決定後、住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一自治体内での転居が適当である場合を除く。）
 - (4) 申請内容に偽りがあった場合
 - (5) 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - (6) 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - (7) 受給者が生活保護を受給した場合
 - (8) 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - (9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、賃料の支払状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産媒介業者等に報告を求めること。
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者（以下「銀行等」という。）に報告を求めること。また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること。

年 月 日

野洲市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 _____ ㊞

（署名又は記名押印）

(裏)

当初申請時

1 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、各障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本のいずれかの写し

2 離職関係書類

2年以内に離職又は廃業をしたことが確認できる書類の写し、又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者等の金融機関の通帳等の写し

2 追加提出書類

1 求職番号の記載

公共職業安定所から付与された求職番号

2 入居（予定）住宅関係書類

(1) 住居喪失者

不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）

(2) 住居喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）

(3) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う者

クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）

※(3)は、自治体の求めに応じて、提出してください

様式第2号(第3条関係)

(令3告示116・令6告示105・一部改正)

様式第2号（第3条関係）（その1）

（表）

入居予定住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、物件等に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体又は社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
- 3 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、野洲市、公共職業安定所、社会福祉協議会、自立相談支援機関等の中で相互利用されることについて同意します。

年 月 日

野洲市長 様

不動産媒介業者等

(商号又は名称)

フリガナ

(代表者名)

印

(署名又は記名押印)

(代表者の生年月日)

年 月 日

(所在地) 〒

(免許証番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
家 賃	円
入 居 予 定 日	

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とします。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限りします。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため家賃には含めずに記載してください。

※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

(裏)

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	円 (月分+日割り 日分として)
	共益費	円
	管理費	円
	敷金	円
	礼金等	礼金 円 その他 () 円
(2)	媒介報酬額	円
(3)	火災保険料	円
	その他 (入居保証料等)	円
	合計	円

※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金 (住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、野洲市、公共職業安定所、社会福祉協議会、自立相談支援機関等の間で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名..... 印

(署名又は記名押印)

住所.....

電話番号.....

(その2)

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を野洲市健康福祉部市民生活相談課（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)Ⅰ、①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄、一部修正）

第6の13(3)Ⅰ. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）、入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書面を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にある、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

様式第3号(第3条関係)

(令3告示116・令6告示105・一部改正)

様式第3号（第3条関係）

（表）

入居住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
- また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

年 月 日

野洲市長 様

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

フリガナ

（代表者名）

⑩

（署名又は記名押印）

（代表者の生年月日）

年 月 日

（所在地）〒

（担当者等）氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)Ⅰ. ①から⑩に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

入居者

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
同 居 状 況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
家 賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とします。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。

※3 共益費・管理費は、住居確保給付金の対象にならないため家賃には含めずに記載してください。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(裏)

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は、上記のとおりです。

私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、野洲市、公共職業安定所、社会福祉協議会、自立相談支援機関等の中で相互利用されることについて同意します。

住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名.....⑨

(署名又は記名押印)

住所.....

電話番号.....

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を野洲市健康福祉部市民生活相談課（自立相談支援機関）に提出してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第6の13(3)Ⅰ. ①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄、一部修正）

第6の13(3)Ⅰ. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）、入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書面を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にある、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

様式第4号(第9条関係)

(令2告示51・令6告示105・一部改正)

様式第4号（第9条関係）

（表）

		第	号
		年	月
様			
		野洲市長	印
住居確保給付金支給決定通知書			
年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知 します。			
記			
1 支給額	月額	円	
2 支給期間	年 月（	年 月家賃相当分）から	
	年 月（	年 月家賃相当分）まで	
3 支給方法			
4 支給対象となる住宅	名 称		
	所在地		

(裏)

(注意事項)

- 1 この給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた就職活動(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については(1)、(3)は除く。)を怠る場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合は、支給を中止することがあります。
 - (1) 1月当たり2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - (2) 1月当たり4回以上、規則第3条第1項第1号の生活困窮者等自立相談支援事業において就労支援員等の面接等を受けること。
 - (3) 1週当たり1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。
- 2 この給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、この給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、野洲市健康福祉部市民生活相談課(自立相談支援機関)に申し出てください。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として(訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

住居確保給付金支給対象者証明書

下記の者が、住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

野洲市長



本人関係

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
現 在 の 居 所	
電 話 番 号	

入居予定の賃貸住宅

名 称	
所 在 地	
入 居 予 定 日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支 給 予 定 額	月額	円
-----------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1月後までとします。

様式第6号(第10条関係)

(令3告示116・令6告示105・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

野洲市長 様

年 月 日

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名 称	
住 所	
入 居 日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)(野洲市社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った野洲市健康福祉部市民生活相談課(自立相談支援機関)に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に野洲市健康福祉部市民生活相談課(自立相談支援機関)に相談してください。

様式第7号(第11条関係)

様式第7号(第11条関係)

		第 年	月	号 日
様				
		野洲市長		
住居確保給付金不支給通知書				
年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。				
記				
不支給の理由				

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として(訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第12条関係)

(令3告示116・一部改正)

様式第8号(第12条関係)

職業相談確認票(住居確保給付金・総合支援資金)

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号

求職登録年月日	年 月 日	求 職 番 号	
---------	-------	---------	--

相 談 日	安 定 所 確 認 印	担 当 者 名	支 援 内 容	特 記 事 項
年 月 日			1 職業相談 2 職業紹介 3 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1 職業相談 2 職業紹介 3 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1 職業相談 2 職業紹介 3 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1 職業相談 2 職業紹介 3 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1 職業相談 2 職業紹介 3 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1 職業相談 2 職業紹介 3 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

1 公共職業安定所の支援(※)を受けた場合は、公共職業安定所の担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらった上で返却してもらってください。(1月に最低2回以上の支援実績を記入してください。)

※ 公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、公共職業安定所が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかを言います。

2 公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、公共職業安定所の担当者は、特記事項欄にその旨を記入してください(特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合は、必ずその旨記入してください。)

3 本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので、紛失しないよう注意してください。

4 公共職業安定所の記入と確認印の押印を受けた本票は、自立相談支援機関の就労支援員等及び社会福祉協議会の相談員との面接時に提示してください。

様式第9号(第12条関係)

(令3告示116・全改、令6告示105・一部改正)

様式第9号（第12条関係）

（表）

求職活動確認票（住居確保給付金受給者用）

氏名.....

- ① 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け、「職業相談確認票」に所要事項の記入と確認印の押印をしてもらい、提出してください。
- ② 毎月4回以上、野洲市健康福祉部市民生活相談課において生活支援を受け、この確認票に確認者名を記入してもらい、提出してください。
- ③ 毎週1回以上、就職活動を行い、「常用就職活動状況報告書」に就職活動の内容を記入し、提出してください。

※ 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については①、③の活動を除き、それらの代わりにその場合収入額を確認することができる書類を、毎月健康福祉部市民生活相談課に提出してください。

来所年月日	確認書類	面接の結果・予定	確認者
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		

(裏)

来所年月日	確認書類	面接の結果・予定	確認者
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		
年 月 日	☐ 職業相談確認票（ 月 日まで分） ☐ 常用就職活動状況報告書（ 月 日まで分） ☐ その他（ ）		

様式第10号(第12条関係)

(令3告示116・一部改正)

様式第10号（第12条関係）

（表）

住居確保給付金常用就職活動状況報告書

年 月 日

野洲市長 様

氏 名

住 所

電話番号

私は、常用就職に向けて、以下のとおり就職活動を行いましたので、報告します。なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1 公共職業安定所を活用した就職活動

公共職業安定所へ通った回数（※）回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数件

※ 職業相談確認票に記録した活動もカウントに含めること。

2 就職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会 社 名				求職先の内容	
住所・電話番号	TEL :			就 業 形 態	
				職 種	
仕 事 内 容				勤 務 時 間	
活 動 内 容 (1 電話 2 メール 3 履歴書 4 面接 5 その他)	活 動 日	活 動 内 容	具体的な活動内容		
結 果	月 日			☐ 採用 ☐ 不採用（理由： ）	
探 した 方 法	☐ 公共職業安定所 ☐ 新聞・広告 ☐ 求人誌 ☐ 知人の紹介 ☐ その他（ ）				

注 該当□にはレ印を記入してください。

会 社 名				求職先の内容	
住所・電話番号	TEL :			就 業 形 態	
				職 種	
仕 事 内 容				勤 務 時 間	
活 動 内 容 (1 電話 2 メール 3 履歴書 4 面接 5 その他)	活 動 日	活 動 内 容	具体的な活動内容		
結 果	月 日			☐ 採用 ☐ 不採用（理由： ）	
探 した 方 法	☐ 公共職業安定所 ☐ 新聞・広告 ☐ 求人誌 ☐ 知人の紹介 ☐ その他（ ）				

注 該当□にはレ印を記入してください。

(裏)

会 社 名			求職先の内容	
住所・電話番号	TEL :		就 業 形 態	
			職 種	
仕 事 内 容			勤 務 時 間	
活 動 内 容 (1 電話 2 メール 3 履歴書 4 面接 5 その他)	活 動 日	活 動 内 容	具体的な活動内容	
結 果	月 日	☐ 採用 ☐ 不採用(理由:)		
探 した 方 法	☐ 公共職業安定所 ☐ 新聞・広告 ☐ 求人誌 ☐ 知人の紹介 ☐ その他()			

注 該当□にはレ印を記入してください。

会 社 名			求職先の内容	
住所・電話番号	TEL :		就 業 形 態	
			職 種	
仕 事 内 容			勤 務 時 間	
活 動 内 容 (1 電話 2 メール 3 履歴書 4 面接 5 その他)	活 動 日	活 動 内 容	具体的な活動内容	
結 果	月 日	☐ 採用 ☐ 不採用(理由:)		
探 した 方 法	☐ 公共職業安定所 ☐ 新聞・広告 ☐ 求人誌 ☐ 知人の紹介 ☐ その他()			

注 該当□にはレ印を記入してください。

会 社 名			求職先の内容	
住所・電話番号	TEL :		就 業 形 態	
			職 種	
仕 事 内 容			勤 務 時 間	
活 動 内 容 (1 電話 2 メール 3 履歴書 4 面接 5 その他)	活 動 日	活 動 内 容	具体的な活動内容	
結 果	月 日	☐ 採用 ☐ 不採用(理由:)		
探 した 方 法	☐ 公共職業安定所 ☐ 新聞・広告 ☐ 求人誌 ☐ 知人の紹介 ☐ その他()			

注 該当□にはレ印を記入してください。

様式第11号(第13条関係)

(令3告示116・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

野洲市長 様

年 月 日

フリガナ

氏 名 ㊞

(署名又は記名押印)

住 所

電話番号

就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就 職 日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	年 月 日
支 給 期 間	年 月 (年 月 日家賃相当分) から 年 月 (年 月 日家賃相当分) まで
支 給 額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第12号(第14条関係)

(令3告示116・一部改正)

様式第 12 号（第 14 条関係）

住居確保給付金変更支給申請書

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更の支給申請をします。

年 月 日

野洲市長 様

フリガナ

氏 名 _____ ㊞

（署名又は記名押印）

住 所 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

変更理由

変 更 理 由

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

様式第13号(第14条関係)

様式第13号(第14条関係)

		第	号
		年	日
様			
		野洲市長	印
住居確保給付金変更支給決定通知書			
年	月	日付第	号で支給決定を行った住居確保給付金については、
年	月	日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知	します。
記			
1	変更支給額	月額	円
2	変更後の家賃に対する支給期間		
	年	月(	年 月家賃相当分) から
	年	月(	年 月家賃相当分) まで
3	変更理由		
4	対象となる住宅 名 称		
	所在地		

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として(訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号(第15条関係)

住居確保給付金支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所より職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が停止されることについて了解します。

野洲市長 様

年 月 日

フリガナ

氏 名 _____ (印)

(署名又は記名押印)

住 所

生年月日.....

電話番号.....

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書(該当) 交付年月日	年 月 日
申 請 番 号	
訓練開始(予定) 日	年 月 日
訓練修了(予定) 日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支 給 開 始 月	年 月から（ 年 月家賃相当分から）
支 給 額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）の写し
選考結果通知書の写し

様式第15号(第15条関係)

(令6告示105・一部改正)

様式第15号(第15条関係)

様	第 年 月 日 号
野洲市長	印
住居確保給付金支給停止通知書	
年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。	
記	
1 支給停止時期	年 月から (年 月家賃相当分から)
2 支給停止の理由	職業訓練受講給付金を受給する予定であるため。

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届を野洲市健康福祉部市民生活相談課（自立相談支援機関）に提出してください。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を野洲市健康福祉部市民生活相談課（自立相談支援機関）に提出してください。
- 3 訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として（訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号(第16条関係)

(令3告示116・一部改正)

様式第16号(第16条関係)

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。
住居確保給付金の支給再開を希望します。

年 月 日

野洲市長 様

フリガナ

氏 名

住 所

生年月日

電話番号

職業訓練受講給付金受給状況

申 請 番 号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の賃貸借契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

様式第17号(第16条関係)

(令2告示51・令6告示105・一部改正)

様式第17号（第16条関係）

様	第 年 月 日 野洲市長 印								
住居確保給付金支給再開通知書 年 月 日第 号により支給停止した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。 記 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 支給額</td> <td style="width: 20%;">月額</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>2 支給再開時期</td> <td>年 月分（</td> <td>年 月分（</td> <td>年 月家賃相当分）から 年 月家賃相当分）まで</td> </tr> </table>		1 支給額	月額	円		2 支給再開時期	年 月分（	年 月分（	年 月家賃相当分）から 年 月家賃相当分）まで
1 支給額	月額	円							
2 支給再開時期	年 月分（	年 月分（	年 月家賃相当分）から 年 月家賃相当分）まで						

（注意事項）

- 1 この給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた就職活動(生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については(1)、(3)は除く。)を怠る場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合は、支給を中止することがあります。
 - (1) 1月当たり2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - (2) 1月当たり4回以上、規則第3条第1項第1号の生活困窮者等自立相談支援事業において就労支援員等の面接等を受けること。
 - (3) 1週当たり1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。
- 2 この給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、この給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、野洲市健康福祉部市民生活相談課(自立相談支援機関)に申し出てください。
- 4 生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として(訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号(第17条関係)

(令2告示51・追加、令3告示116・一部改正)

様式第 18 号（第 17 条関係）

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

野洲市長 様

年 月 日

フリガナ

氏 名 ⑩

（署名又は記名押印）

住 所

生年月日

電話番号

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病 名（治療期間の目途）	
中断 日	年 月 日
次回面談等（予定）日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から（ 年 月家賃相当分から）
支給額	月額 円

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

様式第19号(第17条関係)

(令2告示51・追加、令6告示105・一部改正)

様式第19号(第17条関係)

		第	号
		年	月
			日
様			
野洲市長			印
住居確保給付金支給中断通知書			
年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。			
記			
1 支給中断時期	年 月から (年 月家賃相当分から)		
2 支給中断の理由	疾病・負傷により、求職活動が困難であるため		

(注意事項)

- 1 中断を決定した日から、原則1月に一度、自立相談支援機関に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。自立相談支援機関への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」を野洲市健康福祉部市民生活相談課に提出して下さい。
- 3 中断期間は、中断決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
 - 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内に野洲市を被告として(訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。)、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号(第18条関係)

(令2告示51・旧様式第18号繰下・一部改正)

様式第20号(第18条関係)

	第 年	月	日
様			
野洲市長			印
住居確保給付金支給中止通知書			
年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。			
記			
1 支給中止時期 (年 月から 年 月家賃相当分から)			
2 支給中止の理由			

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として(訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第21号(第19条関係)

(令2告示51・旧様式第19号繰下・一部改正、令3告示116・一部改正)

様式第 21 号（第 19 条関係）

(表)

生活困窮者住居確保給付金期間（再）延長支給申請書						
フリガナ						
①氏名						
②生年月日	年	月	日	(満 歳)		
③電話番号				④性別	男 ・ 女	
申 立 事 項	⑤期間（再）延長が必要な理由					
	⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	フリガナ					合計
	氏名					
	続柄	本人				
	性別					
	生年月日					
	収入（月額）	円	円	円	円	円
	預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近 3 月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						
私は、年 月 日付、第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。						
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、野洲市、公共職業安定所、社会福祉協議会、自立相談支援機関等の間で相互利用されることについて了承します。						
また、裏面の注意事項について、同意します。						
年 月 日						
野洲市長 様						
申請者氏名..... (署名又は記名押印)						

(裏)

(注意事項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を返還していただくことになります。
- 2 受給中は、公共職業安定所に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第 22 条の規定に基づき、野洲市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第 22 条の規定に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し、入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「令」という。）第 14 条の規定に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 令第 17 条の規定に基づき、この給付金は、賃貸住宅の家主等に直接に支給されることにより、申請者に支給されたことになります。

(添付書類)

- 1 誠実かつ熱心に就職活動を行っていたことを証する書類
(例) 職業相談確認票
住居確保給付金常用就職活動状況報告書
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

様式第22号(第19条関係)

(令2告示51・旧様式第20号繰下・一部改正、令6告示105・一部改正)

様式第 22 号（第 19 条関係）

		第 年	月	号 日
様				
		野洲市長	印	
住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）				
年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知 します。				
記				
1 支給額	月額	円		
2 支給期間	年 月（ 年 月（	年 月家賃相当分）から 年 月家賃相当分）まで		
3 支給方法				
4 支給対象となる住宅	名 称			
	所在地			

(裏)

(注意事項)

- 1 この給付金の受給期間中、次の(1)から(3)までの常用就職に向けた就職活動を怠る場合又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合は、支給を中止することがあります。
 - (1) 1月当たり2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - (2) 1月当たり4回以上、規則第3条第1項第1号の生活困窮者等自立相談支援事業において就労支援員等の面接等を受けること。
 - (3) 1週当たり1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。
- 2 この給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届」を提出してください。
- 3 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、この給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、野洲市健康福祉部市民生活相談課（自立相談支援機関）に申し出てください。

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に野洲市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に野洲市長を被告として（訴訟において野洲市を代表する者は野洲市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日又は前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日又は前記の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第23号(第3条関係)

(令2告示51・旧様式第21号繰下、令3告示116・一部改正)

様式第 23 号（第 3 条関係）

求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

年 月 日

草津公共職業安定所 御中

(実施主体名) 野洲市

(担当・電話番号)

下記の者より { 住居確保給付金
総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

野洲市長 様

野洲市社会福祉協議会会長 様

草津公共職業安定所長 様

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、地方自治体、社会福祉協議会及び公共職業安定所との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ

申請者 氏 名

(署名又は記名押印)

生年月日

電話番号

(注) 住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載してください。

公共職業安定所回答欄

求職申込み確認欄

求 職 申 込 み 受 理 状 況	求職中 ・ 新規求職申込みを受理
-------------------	------------------

雇用保険の利用状況確認欄

雇 用 保 険 受 給 状 況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他(※1)()
支給中の者の支給状況(※2)	直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月____日

※1 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入してください。

※2 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載してください。支給終了予定日とは、支給終了時の認定対象期間の末日を言います。

雇用施策の利用状況確認欄

職 業 訓 練 受 講 給 付 金	有 ・ 無 ・ 訓練相談中 ・ 訓練申込中 ・ その他() 給付金の対象期間の末日 (____年____月____日)
(特 記 欄)	

年 月 日

名 称

担当・電話番号

印